

2026（令和8）年度
神戸市政情報メディア発信強化業務
公募型プロポーザル実施要領

神戸市 企画調整局広報戦略部

1 業務の概要

(1) 委託業務名

神戸市政情報メディア発信強化業務

(2) 業務の内容

別紙「神戸市政情報メディア発信強化業務」仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限額

上限額 16,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(7) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(8) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

2 事業者選定スケジュール

(1) 公募要領等の交付開始：2026年1月21日（水曜）

(2) 質問期限：2026年2月6日（金曜）15時まで

(3) 質問への回答：2026年2月13日（金曜）予定

(4) 参加申請期限：2026年2月20日（金曜）17時まで

(5) 企画提案書の提出期限：2026年3月6日（金曜）17時まで

(6) 書類選考（提案事業者が5社を超える場合）実施の上、企画提案会参加の可否を通知
：2026年3月12日（木曜）目途

(7) プレゼンテーション審査の開催：2026年3月17日（火曜）予定

(8) 受託候補者の決定：2026年3月下旬

(9) 契約締結：2026年4月1日（水曜）予定

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと

(3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指

- 名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

4 参加申請の手続き

(1) 各書類の配布・提出場所

① 交付開始日

2026年1月21日（水曜）

② 配布場所

神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載 ※郵送による交付は行わない。
(ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付しますので、問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。)

③ 配布資料

- ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ) 仕様書
- ウ) 質問書
- エ) 参加申請書
- オ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

(2) 参加申請及び質問書の提出

① 提出期限

（質問書）所定の様式を使用しメールにより、2026年2月6日（金曜）15時まで（必着）
(参加申請書) 郵送、持参又はメールにより、2026年2月20日（金曜）17時まで（必着）

② 提出場所

神戸市企画調整局広報戦略部（神戸市役所1号館16階）

③ 提出書類

- ア) 質問書（様式1号）
- イ) 参加申請書（様式2号）
- ウ) 会社概要・団体概要（様式任意）
- エ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
- オ) 国税の納税証明書（その3の3）【写し可】
- カ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）

※上記（エ）（オ）（カ）は提出日時点で発行日より3か月以内のもの

※本年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合は、（エ）（オ）（カ）の提出は省略可。

5 企画提案の手続き

(1) 提出期限

メールの送付により、2026年3月6日（金曜）17時まで（必着）

(2) 提出場所

神戸市企画調整局広報戦略部（神戸市役所1号館16階）

(3) 提出書類

次のア～ウの書類及びデータ（PDF形式）をメールにて提出すること。なお、送付の際は合計8MB以内とし、容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

- ア) 見積書 (A4サイズ)
- イ) 企画提案書 (A4サイズ・50ページ以内)
- ウ) その他補足資料 (A4サイズ)

(4) 作成要領

様式は任意とするが、以下のすべての内容を含むこと。また、本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

① 見積書

- ・基本委託料の内訳についても記載すること。

② 企画提案書

ア) 業務実施体制等

本業務を実施するにあたっての人員等の体制、スケジュール等

イ) メディアリレーション（報告を含む）

メディアに神戸市の主要施策を中心とした事業をはじめ、強みとなる様々な情報を売り込むにあたり、実施方針・手法をはじめ、より多くの露出を獲得するための取材誘致や働きかけの戦略を提案すること。

なお、特に強いリレーションを有するメディアがある場合には、その具体的な媒体名（局・番組名、雑誌等）を記載すること。

また、その活動実績については、案件ごとにコンタクトしたメディアの担当者に関する情報及びその反応・進捗、及び次の展開についての提案をまとめたレポートのイメージとその考え方を記載すること。

ウ) 目標広告換算額、露出件数

a)テレビ、b)新聞、c)雑誌、d)インターネットの区分ごとに委託期間内の目標とする広告換算額、露出件数を記載すること。

エ) プレスリリース、ニュースレター（配信先メディアリストの作成を含む）

①過去に実施した以下のプレスリリースについて、全国で話題化されるように加筆・修正し、その理由を示すこと。配信先メディアリストについても作成すること。さらに、なかでも取り上げられる可能性が高いメディアとそのアプローチ方法を示すこと。

また、より多くのメディアに取り上げられるための提案等があればあわせて行うこと。

神戸市内灘五郷エリアにて自動運転に取り組みます～日産自動車株式会社との連携

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80014/jidounen.html>

②本市が2025年度より開始した「森の未来都市 神戸」の取り組みについて、報道機関に向けたニュースレターを作成すること。作成の際には取り組みの意義、社会的背景などを示すなど、読み手となるメディア関係者から取材獲得につながるような工夫を施し、その要点を示すこと。

(参考)

・神戸市公式HP 森の未来都市 神戸

<https://www.city.kobe.lg.jp/a36279/morinomiraitoshikobe.html>

・神戸市公式note 「森の木を切るのは悪いこと？資源の循環でつながる都市と森林」

<https://kobe-note.jp/n/n3399ec7a6cf>

・広報紙 KOBE10月号 特集記事「もっと話そう[神戸の森と山]のこと」

<https://www.hyogo-ebooks.jp/bookinfo/広報紙kobe-2025年10月号/>

(HYOGOebooksのページ)

※上記参考に限らず、報道ベースの内容等を踏まえての作成も可とする。

オ) タイアップ広告 ※任意項目

首都圏で活躍する経営者層を念頭に、仕様書「5 委託内容」に記載の重点PR項目候補の中から、受託者の強みを生かしたタイアップ広告（メディアの企画・特集とタイアップした広報活動や著名人の起用など様々な手法）の経済的・効果的な提案をすることなお、提案の際にタイアップがリーチする範囲（リーチする人数やその特性）を具体的に示すこと

カ) 類似業務の受託実績

実施期間、業務内容等の実績を記載すること。

特に、地方自治体が行う本業務と類似する業務の受託実績がある場合は、露出を獲得した番組名や雑誌名等を含む具体的な実績を記載すること。

6 選定方法・結果の通知・契約

- (1) 提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。
- (2) 提案事業者が5社を超える場合は、企画提案会に先立ち、書類選考を実施する。
- (3) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位5社の事業者について企画提案会に参加できるものとする。選考結果については応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。
- (4) 事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容を下記（7）に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議を含む。

委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

- ア) 評価項目のうち「②メディアリレーション」の合計点数が最も高いもの
- イ) アが同点の場合は、評価項目のうち「①本事業の趣旨を理解した提案であるか」の合計点数が最も高いもの

以下、他の評価項目について評価基準表の順により同様に決定する。

(5) プレゼンテーション審査

- ① 日時 2026年3月17日（火曜）
- ② 場所 神戸市企画調整局広報戦略部（1号館16階）
- ③ 内容 企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(6) 選定結果の通知

2026年3月下旬に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

(7) 評価基準

下記①～⑥の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。

- ① 本事業の趣旨を理解した提案であるか（20点）
 - ② 効果的なメディアリレーションが期待できるか（30点）
 - ③ 効果的なプレスリリースやニュースレター作成への助言が期待できるか（25点）
 - ④ 業務を迅速かつ的確に実施できる体制であるか（10点）
 - ⑤ 神戸市内に本店があるか（10点）
- ※神戸市内に支店がある場合は5点。
- ⑥ 効果的メディアタイアップの実施が期待できるか（5点）
- ※ 提案を必須としない任意項目。（提案があれば加点するが、提案がない場合も失格とならない。）

7 その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また、提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件の何れかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ア) 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - イ) 提出物に不足があるもの
 - ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

- (7) 当該公募は 2026（令和 8）年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく委託契約を締結しないことがある。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 配布している仕様書は公募時点のものであり、本件公募、事業者選考の過程において確認、または変更が必要とされた事項等について、契約時において仕様書または提案事項の内容を加除修正する場合がある。

8 問い合わせ及び書類の提出先

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 16 階）

神戸市企画調整局広報戦略部 担当：大石・河田

電話：078-322-5085 FAX：078-322-6007

電子メールアドレス：kouhoukikaku@city.kobe.lg.jp